992	１，２―ジクロロ―４―ニトロベンゼン	(3)―455
993	２―*tert*―ブチルフェノール	(3)―503
994	４－（１，１，３，３―テトラメチルブチル）フェノール	(3)―503
995	*tert*―ブチル―４―メトキシフェノール	(3)―608 (9)―1199 (9)―1532
996	*o*―ニトロアニソール	(3)―787
997	２，４―ジクロロフェノール	(3)―903 (3)―930
998	メチレンビス（４，１―フェニレン）＝ジイソシアネート	(4)―118
999	４，４′―（プロパン―２，２―ジイル）ジフェノール(別名４，４′―イソプロピリデンジフェノール又はビスフェノールＡ）	(4)―123
1000	ナフタレン	(4)―311
1001	１，５―ジアミノナフタレン	(4)―323
1002	２，３，４，４′―テトラヒドロキシベンゾフェノン	(4)―1531
1003	メチル＝ベンゾイミダゾール―２―イルカルバマート（別名カルベンダジム）	(5)―465
1004	キノリン	(5)―794
1005	モルホリン	(5)―859
1006	ジナトリウム＝８－（３，３′―ジメチル―４′－｛４－[(*p*―トリル)スルホニルオキシ］フェニルアゾ｝－１，１′―ビフェニル―４―イルアゾ）－７―ヒドロキシ―１，３―ナフタレンジスルホナート（別名ＣＩアシッドレッド114）	(5)―1518
1007	（４―{[４―（ジメチルアミノ）フェニル](フェニル）メチリデン}シクロヘキサ―２，５―ジエン―１―イリデン)(ジメチル）アンモニウム＝クロリド（別名マラカイトグリーン塩酸塩）	(5)―2033
1008	フラン	(5)―3334

○経済産業省告示第五十四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、平成十一年通商産業省告示第百九十一号（蛍光ランプのみを主光源とする照明器具の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）の全部を次のように改正したので、告示する。

平成二十二年二月十九日　　経済産業大臣　直嶋　正行

蛍光ランプのみを主光源とする照明器具の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

1　判断の基準

⑴　エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第３号に掲げる蛍光ランプのみを主光源とする照明器具（以下「照明器具」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成17年４月１日に始まり平成18年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成23年４月１日に始まり平成24年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する照明器具のエネルギー消費効率（３に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を第１表の左欄に掲げる区分毎に出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

第１表

区　　分	基準エネルギー消費効率
1　直管形110形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	79.0
2　直管形40形高周波点灯専用形蛍光ランプを用いるもの	86.5
3　直管形40形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	71.0
4　直管形40形スタータ形蛍光ランプを用いるもの	60.5
5　直管形20形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
6　直管形20形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
7　使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が72を超えるもの	81.0
8　使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62を超え72以下のもの	82.0
9　使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
10　使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
11　コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	62.5
12　直管形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	61.5

備考１　「直管形110形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、96形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの及び105形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。

２　「直管形40形高周波点灯専用形蛍光ランプを用いるもの」は、直管形65形高周波点灯専用形蛍光ランプを用いるものを含む。

３　「直管形40形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、36形及び55形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの並びに32形、42形及び45形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。

４　「蛍光ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格Ｃ 7618―２の２．３．１に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあっては、定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプのうち高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。

⑵　照明器具のうち、ねじ込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの（以下「電球形蛍光ランプ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成24年４月１日に始まり平成25年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する電球形蛍光ランプのエネルギー消費効率を第２表の左欄に掲げる区分名毎に出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

第２表

区　　分				基準エネルギー消費効率
蛍光ランプの大きさの区分	蛍光ランプの光源色	蛍光ランプの形状	区分名	
10	電球色		a	60.6
	昼白色		b	58.1
	昼光色		c	55.0